

## 平成 30 年度仙台市環境局主要事業について

### 1. 低炭素都市づくり等推進

市民・事業者・行政の共通理解と役割分担のもと、都市の社会経済活動や都市づくりの中に、省エネルギー・省資源の仕組みが組み込まれた環境負荷のより小さい持続可能な都市づくりを推進する。

#### (1) 低炭素都市づくり推進

- ・ 熱エネルギー有効活用支援補助

家庭用燃料電池（エネファーム）など熱エネルギーを有効活用する設備の導入や、既存住宅の窓断熱改修に対する補助を行う。

#### **新**（仮称）温室効果ガス削減アクションプログラムの検討

事業者が温室効果ガスの削減に計画的に取り組む「（仮称）温室効果ガス削減アクションプログラム」について、モデル事業を踏まえた検討を進める。

- ・ せんだい E-Action 推進

市民一人ひとりがエネルギーの使い方を考え、省エネ・創エネ・蓄エネの 3 E を実践する啓発事業を市民・事業者・行政の協働により実施する。

#### (2) 市民・事業者の環境配慮行動促進

- ・ 「せんだい環境学習館（たまきさんサロン）」運営

市民の環境学習の拠点として、環境団体や大学等と連携して講座を開催するとともに、図書等の貸し出しや情報発信、交流の場を提供し、環境教育や環境学習を推進する。

- ・ 環境教育・学習の推進

「杜の都の市民環境教育・学習推進会議」（愛称：FEEL Sendai）を運営し、総合的な環境教育・環境学習を推進する。また、大学や環境関連団体等が講師となる出前講座を、学校や地域団体に紹介、その受講を支援する「環境出前講座ネットワーク」事業を行う。

#### (3) **新** 次期杜の都環境プラン策定基礎調査

平成 32 年度に計画期間が満了となる杜の都環境プランについて、次期計画策定に向け、定量目標の進捗状況を把握するための調査を実施する。

### 2. ごみ減量・リサイクル推進

市民・事業者との協働により、ごみの減量・分別を考え、企画・実施する P D C A サイクルの構築を図りながら、生活ごみ及び事業ごみの減量・リサイクルの取り組みを進め、資源循環都市づくりを推進する。

#### (1) 市民との協働による生活ごみの減量・リサイクル

#### **新** 食品ロス大削減

モデル地域において、住民による生ごみ堆肥化を行い、地域の花壇や野菜づくりに活用するほか、食品ロス削減を切り口としたフードドライブ事業を実施するなど、食の 3 R を推進する。

**新** ごみ排出ルールの多言語対応

増加しているベトナム語・ネパール語圏など、多様な文化圏からの在留外国人に対応するため、多言語のごみ排出ルールのDVDを作成し、日本語学校等の協力を得ながら啓発を図る。

**新** 高齢者等ごみ出し支援

地域団体が行う日常生活の支援が必要な高齢者等のごみ出しの手助けに対して補助を行う。

**新** 紙製容器包装分別拠点回収

紙製品へのリサイクルを進めるため、リサイクルが難しく家庭ごみとして収集・焼却しているヨーグルト容器等のコーティングされた紙製容器包装について、市民センター等で拠点回収する。

**新** 剪定枝資源化モデル事業

家庭ごみとして収集・焼却している剪定枝を戸別収集・チップ化しリサイクルするモデル事業を実施する。

**(2) 事業者との協働による事業ごみの減量・リサイクル**

- ・ 事業ごみの展開検査装置による適正排出指導の強化

市清掃工場に導入した展開検査装置を使用し、専任の検査員が事業ごみの収集運搬車両の内容物を検査し、産業廃棄物などの搬入禁止物の有無を確認する。禁止物の排出事業者が特定された場合、当該事業者を訪問し、指導啓発する。

- ・ 事業者のごみ分別・リサイクル環境づくり

事業系生ごみ処理機の導入や複数の事業者による共同資源物回収施設の設置に対する補助を実施する。

**3. 生物多様性保全推進等**

「仙台市生物多様性地域戦略」（平成29年3月策定）に基づき、市民、NPO、学生、有識者等と連携しながら、市民の生きものへの関心向上を図るための取り組みを進める。また、ツキノワグマによる被害の未然防止のため、適切な対策を進める。

**(1) 生物多様性保全推進 ～せんだい生きもの交響曲～**

- ・ 生きものや自然への理解を深める啓発事業の実施

本市にゆかりのある生きものが奏でる音に着目した啓発事業として、生きもの観察会や鳴き声の高音質（ハイレゾ）音源の配信等により、本市の豊かな自然環境を紹介する。

**(2) ツキノワグマに関する対策**

- ・ 市民啓発

市HPの「クマ出没情報マップ」やクマ対策講座等により、効果的な啓発を行う。

- ・ 出没時の対応

クマが市街地等に出没した際には、専門家による調査や迅速な注意喚起に加え、特に危険な場合には、県から移譲を受けた緊急捕獲許可権限により対応する。